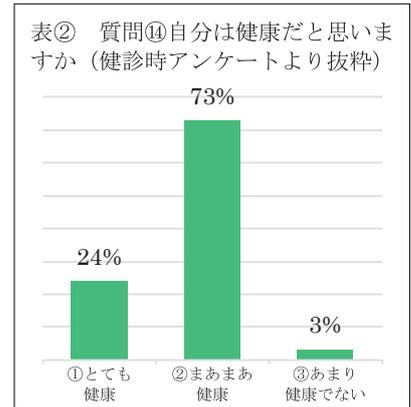
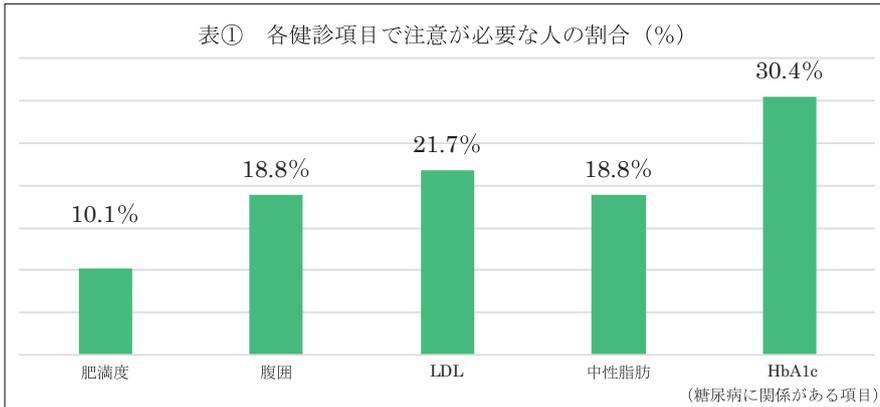


# 小児生活習慣病予防健診を実施しました

町では、小学5,6年生を対象に生活習慣病予防健診を毎年実施しています。将来の生活習慣病予防のために、自分の健康状態を知り、子どもの時から生活習慣の改善につなげることを目的としています。今年は69名が受診しました。



健診時のアンケートで、97%の人が『①とても健康』または『②まあまあ健康』と答えましたが(表②)、すでに注意が必要な健診項目がある人がいることがわかりました(表①)。おとなの健診でも小学校5,6年生の健診と同じくHbA1c(糖尿病に関係がある項目)が高い方が多く、子どもも約30%の人は「注意が必要」になっています。ご家族みなさんで生活習慣を見直してみましょう。



町では、健診結果をもとに、必要に応じて生活習慣の改善方法について、アドバイスをしています。来年度も小児生活習慣病予防健診を実施予定ですので、ぜひ受診をご検討ください。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295

# 特別児童扶養手当を知っていますか？

## ○特別児童扶養手当とは…

身体や精神(知的)に障がい(知的)を有する20歳未満の児童を自宅で監護、養育している方に手当を支給するものです。

手 当 額	月額 (1級) 53,700円 (2級) 35,760円
支払時期	原則として毎月4月、8月はそれぞれ前月分まで支給され、11月は当月分まで支給されます。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得による支給制限があります。</li> <li>・障がいの状態は原則として専用の診断書による審査となります。(申請書、診断書様式は県のホームページよりダウンロード可能)</li> <li>・各種手帳の対象とならない障がいも、手当の対象となる可能性があります。</li> </ul>

## ○その他手当について

- ・ 特別障害者手当… 身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給するものです。(月額27,980円)
- ・ 障害児福祉手当… 身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給するものです。(月額15,220円)

詳しくは、町ホームページをご覧ください。下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ 福祉課 ☎ 72-1229

